

公益社団法人全国学校栄養士協議会賛助会員規則

(趣 旨)

第1条 公益社団法人全国学校栄養士協議会（以下「本協議会」という。）の賛助会員については、公益社団法人全国学校栄養士協議会定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、公益を尊重した協議会の事業を理解し、賛助する意思を表明している個人又は団体が賛助会員となることができる。

(入 会)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、別記様式第1号の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(提出書類)

第4条 賛助会員(団体)は前条の入会申込書を提出する際、食品関連法人にあつては、以下の(1)から(5)の書類を添付し、その他の法人にあつては、(1)、(3)及び(4)の書類を添付することとする。

- (1) 法人(会社)の概要
- (2) 学校給食への実績
- (3) 納税額に未納がない証明書
- (4) 各業界の協会又は各種団体への加入証明書
- (5) 保健所の証明書(写し)

(入会金及び会費)

第5条 賛助会員は、総会で定められた入会金及び会費を納入しなければならない。その金額は次のとおりである。

- (1) 入会金とは、新規に本協議会に入会する個人又は団体に対して発生する会費で、5,000円とする。
- (2) 会費とは毎年度発生する会費で、一口50,000円とする。

2 入会金及び会費の納入時期は原則として次のとおりとする。

会費の納入は、毎年度7月末日までとする。ただし、新規に入会する者は、理事会において入会の承認を得た後、承認文書を受け取ってから30日以内に入会金及び年会費を同時に納入するものとする。

3 納入された入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(賛助会員の資格取得)

第6条 賛助会員の資格は、入会金及び会費を本協議会が領収次第取得することとなる。

(名称の使用制限)

第7条 本協議会の賛助会員でない個人又は団体あるいは賛助会員でなくなった個人又は団体は、公益社団法人全国学校栄養士協議会の賛助会員という名称を用いてはならない。

(報告及び情報の提供)

第8条 本協議会は、賛助会員に対し、毎事業年度の事業報告及び決算報告を行う。

2 本協議会は、本協議会発行の会報の配布等による情報の提供を行う。

(退 会)

第9条 定款第8条に定める「任意退会」については、別記様式第2号による退会届を、会長に提出する。

(会員台帳登載変更届)

第10条 入会に当たり提出した名簿に変更が生じた場合は、別記様式第3号による変更届を会長に提出する。

(入会金及び会費の使途)

第11条 入会金及び会費は、公益目的事業へ70パーセントを、法人会計に30パーセントを充当する。

附 則

- 1 この規則は平成24年10月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この規則は、平成29年6月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。